

令和8年琴平町公告第19号

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、琴平町契約規則（平成24年琴平町規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定により公告する。

令和8年5月22日

琴平町長 片岡 英樹 

個別項目

1	工事名	琴平町立統合小学校及び統合認定こども園（仮称）建設工事
2	工事場所	香川県仲多度郡琴平町地内
3	工事概要	<p>1. 校舎棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造及び階数 鉄筋コンクリート造3階建 ・建築面積 1,692.23㎡ ・延床面積 4,612.72㎡ <p>2. 屋内運動場棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 ・建築面積 1,363.63㎡ ・延床面積 1,416.00㎡ <p>3. 屋外通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築面積 12.54㎡ <p>4. 児童クラブ棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造及び階数 木造平屋建て ・建築面積 418.00㎡ ・延床面積 360.00㎡ <p>5. 園舎棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造及び階数 鉄骨造一部2階建 ・建築面積 2,312.85㎡ ・延床面積 2,361.72㎡
4	工期	<p>議会の議決日の翌日～令和10年3月31日まで</p> <p>※昨今の異常気象や、物価上昇等の影響を鑑み、不測の事態等が発生した場合、早期に発注者と工期変更に関する協議を行うこと。理由が妥当と判断した場合は延長等の措置を講じるものとする。</p>
5	契約の締結	<p>（1）当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年琴平</p>

		町条例第9号)第2条の規定により、琴平町議会による議決が必要である。 (2)落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が本件の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。 (3)本事業は国庫及び県費補助事業であるため、国等からの交付決定以降に契約行為を行うものとする。※落札事項通知についても、交付決定後とする。
	入札参加資格	特定建設工事共同企業体で、次に掲げる要件を全て満たすもの。
6	① 共通事項 (特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員)	(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。) (2)琴平町建設工事指名停止措置要綱(平成10年琴平町要綱第10号)による指名停止期間中の者でないこと。 (3)建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。 (4)破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。 ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下「経営事項審査」という。)を受け、その結果の通知を受けたもの イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けたもの (5)個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でない者。法人にあつては、役員等(法人の役員又は、その支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団員でない者。 (6)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当

		該団体の役員若しくは構成員でないこと。
②特定建設工事共同企業体の要件		<p>(1) 構成員の数は、2者又は3者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。</p> <p>(2) 各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資の割合が最大の構成員とする。ただし、出資の割合が同じであるときは、客観点数(建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査に基づいて算出した総合評点)の高い構成員又は上位の等級に格付されている構成員とする。</p>
③格付・地域要件等	特定建設工事共同企業体 代表者	<p>下記の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7・8年度琴平町指名競争入札参加資格者名簿に「建築」で登載され、その総合点数が1700点以上であること。 ・県内に本社・支店・営業所のいずれかを有していること。
	構成員	<p>下記の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7・8年度琴平町指名競争入札参加資格者名簿に登載され、工種が「建築」若しくは「上木」で登録されている者。 ・琴平町内に本社を有していること。
④施工実績要件	特定建設工事共同企業体の代表者	<p>下記の要件をすべて満たす工事の元請業者(共同企業体の場合は特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20%以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。)としての施工実績があること。</p> <p>(1) 国・県・市町のいずれかが発注者である公共工事であること。</p> <p>(2) 平成28年4月1日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。</p> <p>(3) 一棟の延べ面積が3,000㎡以上で地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(主要用途が倉庫、その他これに類する建築物を除く。)の新築、増築又は改築に係る工事。 ※ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まない。</p> <p>(4) 一棟の延べ面積が1,000㎡以上で地上部分の構造が鉄骨造の建築物(主要用途が倉庫、その他これに類する建築物を除く。)の新築、増築又は改築に係る工事。 ※ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まない。</p>
⑤配置予定技術者	特定建設工事共同企業体の代表者	下記の要件をすべて満たす技術者(入札期間の最終日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。

			法令による資格・免許	建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者	
			工事経験	元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の技術者としての工事の施工経験	
工事内容	④施工実績要件にある(1)～(4)のすべてを満たす工事であること				
従事役職	監理技術者、主任技術者、担当技術者、現場代理人のいずれか				
従事工種	建築一式工事に係るもの				
従事期間	工期（工期の終期は工事完成年月日とする。）の2分の1以上従事していること。				
		特定建設工事共同企業体の構成員	<p>下記①若しくは②の資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。</p> <p>① 1級若しくは2級建築施工管理技士</p> <p>② 1級若しくは2級上木施工管理技士</p> <p>（入札参加資格確認期限申請書提出期限日において当該入札者と3月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）</p>		
7	入札参加申請				
	① 申請書類	特定建設工事共同企業体	<p>(1) 入札参加資格審査申請書兼誓約書</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体協定書</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体の各構成員から代表者に対し入札、見積り及び契約締結に関する権限等についての委任がなされている旨の委任状</p> <p>(4) 構成員の代表者の施工実績調書</p> <p>6の④施工実績要件を満たすことを証明する工事の施工実績を記載すること。</p> <p>(※記載内容が確認できる書類（契約書、当該部分が記載されている仕様書等の写し並びに当該工事の完成が確認できる書類の写し）を添付すること。ただし、財団法人建設情報総合センターの工事实績情報システムに登録されている場合は、登録内容確認書（工事实績）又は竣工時工事カルテ受領書（記載内容のわかる部分）の写しを提出することでこれに代えることができる。）</p> <p>(5) 各構成員の配置技術者調書</p>		

		<p>6 の⑤配置予定技術者要件を満たすことを証明する配置予定技術者の資格及び工事の施行経験を記載すること。</p> <p>※記載内容が確認できる以下の書類を添付すること。</p> <p>ア 「法令による免許」については、当該資格を証する書類（監理技術者講習終了証又はこれに代わる書類を含む。）</p> <p>イ 「工事経験」については、契約書、当該部分が記載されている仕様書等の写し並びに当該工事の完成が確認できる書類の写し。ただし、CORINSに登録されている場合は、登録内容確認書（工事实績）又は竣工時工事カルテ受領書（記載内容のわかる部分）の写しを提出することでこれに代えることができる。</p> <p>(6) 技術者の恒常的雇用関係を証する書面の写し （提出期限日以前に3箇月以上の雇用関係があることを証する書類（雇用保険の資格取得等確認通知書又は被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し等））</p>
	② 受付期間	令和8年5月22日（金）～令和8年6月19日（金）まで （土曜日・日曜日・祝日を除く）
	③ 受付時間	午前9時から午後5時まで
	④ 受付場所	琴平町教育委員会 学校等整備推進室
	⑤ 提出方法	持参又は郵送による（郵送の場合は、受付期間最終日の午後5時必着とし、午後5時を過ぎたものは理由の如何を問わず受け付けないこととする。）
	⑥ その他	<p>(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された申請書等は返却しない。</p> <p>(3) 期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。</p> <p>(4) 申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。</p>
8	入札参加資格の決定	町が入札を認めた事業者に対して、令和8年6月29日（月）に資格確認通知書を送付する。※送付後メール若しくは電話等の確実な方法にて結果を報告します。
9	入札参加が認められなかった者に対する理由の説明	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について町長に対して、説明を求めることができる。
	① 方法	書面で持参による提出
	② 期限	令和8年7月2日（木）午後5時まで
	③ 受付場所	琴平町教育委員会 学校等整備推進室
	④ 回答	令和8年7月6日（月）までに書面で通知する。

	設計図書等の閲覧及び貸出	
10	① 期間	令和8年5月22日(金)から令和8年6月5日(金)まで (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	② 受付時間	午前9時から午後5時まで
	③ 場所	琴平町教育委員会 学校等整備推進室
	④ 内容	窓口による閲覧又はCDによる貸出 ※貸出の場合は入札日に返却をお願いします
	質疑	
11	① 方法	電子メール若しくは FAX により提出し、後日原本に社印を押印したものを提出すること。
	② 期限	令和8年5月29日(金)から令和8年6月18日(木)まで
	③ 提出先	琴平町教育委員会 学校等整備推進室
	⑤ 回答	令和8年6月24日(水)午後5時までに、入札参加申請のあった者全てに対し電子メール等確実な方法で行う。
12	現場説明会	実施しない
	入札及び開札	
13	① 日時	令和8年7月29日(水)午前10時
	② 場所	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 琴平町役場 2階 第二会議室
	③入札方法	(1) 入札は持参によることとし、郵便又は伝送による入札は認めない。 (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を持参すること。 (3) 開札の結果、落札者が決定されない場合は、その場において直ちに再度の入札を行う。 (4) 初度の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。 (5) 再度入札は3回まで行えるものとするので、入札を行う者は、再度入札に備えあらかじめ所要事項の記載及び押印済の入札書を用意の上、入札に参加すること。 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相応する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、

		消費税等による課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。
14	入札の無効	(1) 入札条件に違反した場合 (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 (3) 所要事項及び押印がない入札書による入札 (4) 入札金額の記載しない入札 (5) 入札者又はその代理人が同一工事について2以上の入札をした場合 (6) 入札に際して不正の行為があった場合 (7) 誤字、脱字等があり必要事項を確認し難い場合
15	契約書作成の要否	要
16	最低制限価格	有
17	落札者の決定	<p>予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格に満たない金額で入札をした者については、この入札につき失格とする。</p> <p>なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。</p> <p>ただし当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときや、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。</p>
18	工事費内訳書の提出	<p>入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書</p> <p>(1) 工事費内訳書の項目は、参考資料として交付した科目別内訳書と同様のものとし、記載内容は少なくとも数量、金額等を明らかにすること。</p> <p>(2) 入札書の金額と工事費内訳書の内容が一致しない場合は、当該入札は失格とする。</p>
19	入札保証金	免除
20	契約保証金	請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
21	支払条件	<p>①前金払</p> <p>前金払の保障契約締結に基づき希望により、別途締結する年度協定書により定める当該会計年度の出来形予定額が200万円以上の工事につき、当該会計年度の出来形予定額の10分の4以内の額を支払う。</p>

		<p>②中間前金払 中間前金払の保証契約締結に基づき希望により、別途締結する年度協定書により定める当該会計年度の出来形予定額が 500 万円以上かつその年度の工事実施期間が 100 日以上工事につき、当該会計年度について、琴平町契約規則第 46 条第 3 項各号に掲げる要件に該当するものについて、当該会計年度の出来形予定額の 10 分の 2 以内の額を支払う。ただし、部分払を選択した場合は支払わない。中間前金払を選択した場合でも、基準を満たさない会計年度については、部分払のみ行う。</p> <p>③部分払 請負代金額 100 万円以上の工事について、完成前に、出来形部分並びに工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相応額の 10 分の 9 以内の額について、琴平町契約規則第 47 条に規定する回数の範囲内で、希望により支払う。ただし、中間前金払を選択した場合は支払わない。 ※②及び③については契約時にどちらかを選択すること。</p> <p>③ 支払限度額 令和 8 年度の出来形予定額は請負金額の 20%程度（円未満切り捨て）とし、当該年度末には出来形予定額の 90%以内の額について支払うものとする。</p>
22	<p>琴平町内業者への下請優先発注について</p>	<p>琴平町内の建設事業者の育成を図るため、下請施工を必要とするものにあつては、琴平町内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。また、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入またはリースについても、できる限り琴平町内業者を利用するよう配慮してください。</p>
23	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「香川県週休 2 日工事実施要領（営繕編）」による発注者指定型の週休 2 日工事である。当初設計で対象期間（工事着手日から竣工日までの期間）及び月単位の週休 2 日の達成を前提に労務費の補正を行っており、4 週 8 休相当に満たないものは、その達成状況に応じて変更設計を行う。 ・スライド制度については、琴平町工事請負契約約款第 25 条に規定されており、請負契約締結後に賃金水準や物価水準により請負代金が不相当となったと認めるとき請負代金額の変更を請求することができる。 <p>国土交通省全体スライド運用マニュアル、香川県インフレスライド条</p>

		項運用マニュアルおよび香川県単品スライド条項運用マニュアルを準用する。請求の際は、事前に工事監督員と協議を行うこと。
24	必要書類提出先及び問い合わせ	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 891-7 琴平町教育委員会 学校等整備推進室 電話 0877-75-6715 FAX 0877-75-4120 E-mail kyouikuinkai@town.kotohira.lg.jp

